

泉南警察署からのお知らせ

みんなの生活道路を守りましょう！
路上駐車は絶対にやめましょう！

○最近、夜間、路上を駐車場代わりに駐車する車両が多く見られます。

※駐車禁止の標識がなくても下記行為は法律違反です。

○ 路上に車を長時間（車庫代わり）駐車すること。

* 車種（軽・普通等）を問わず、すべての自動車には保管場所（車庫）が必要です。

（自動車の保管場所の確保等に関する法律違反）

長時間駐車は、駐車禁止違反の場合と異なり、自動車の保管場所の確保等に関する法律違反で、20万円以下の罰金です。

○ 横断歩道上、横断歩道側端から5m以内。

○ 交差点、交差点側端から5m以内。

○ 消火栓、消防用器具庫から5m以内。

○ 歩道上・道路の右側部分。

○ 火災報知器から1m以内。

○ 駐車場出入口から3m以内。

○ バス停から10m以内。など

（道路交通法違反）

住民のみなさま、自動車は必ず車庫に入れてください。

（問い合わせ先）泉南警察署交通課交通総務係 電話 072-471-1234（内線 413）